

修繕請負契約書

1. 件 名 国際物流拠点産業集積地域那覇地区 4号棟シャッター修繕
2. 修 繕 場 所 那覇市
3. 工 期 自 契約締結日
至 契約締結日から令和7年3月28日まで
4. 請 負 代 金 ¥ , —
うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額 ¥ , —
(注) 「取り引きに係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条
第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条
の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗
じて得た額である。
5. 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第1項の基づき契約金額の100分の10
とする。ただし、財務規則第100条第2項に該当する場合はその全部又
はその一部を免除する。
6. 特 約 事 項 別添仕様書のとおり

上記の修繕について、発注者（以下「甲」という。）と請負者（以下「乙」という。）
は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締
結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

請 負 者 住所
名称
氏名 印

第1条 上記の契約に関して、乙は、この契約の条項のほか甲の指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲へ通知しなければならない。

第3条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する経費及び検査のため消費破損したものはすべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は立会いをしないときは検査結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡の責任を負うものとする。

第6条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引渡すことができないときは、その理由を詳記して期間延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、履行期間内にしなければならない。

3 甲は第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し第8条の違約金を免除することができる。

第7条 甲は、検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第8条 乙は、履行期間内で引渡ししないときは、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し、年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第9条 この契約履行について生ずる一切の障害は、乙が負担するものとする。

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第12条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施工するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項については、沖縄県財務規則第106条に規定する工事請負契約款の定めるところによる。また、必要に応じて甲乙協議して定める。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。こ

の場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力団組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下同じ。）が、暴力団組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力団組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力団組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力団組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力団組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第 15 条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が認める場合についてはこの限りでない。